

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	(第 11 章)就職支援の最前線：就職支援
<b>Author</b>	福原 宏幸
<b>Citation</b>	URP「先端的都市研究」シリーズ. 1 巻, p.78-79.
<b>Published</b>	2015-03-30
<b>ISBN</b>	
<b>Type</b>	Book Part
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学都市研究プラザ
<b>Description</b>	市大都市研究の最前線：地域実践連携講座の試み
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

## 第11章 就労支援の最前線

### 就労支援

福原 宏幸

この講義を担当していただく講師、西岡正次さんについてご紹介します。西岡さんは、現在、豊中市健康福祉部福祉事務所企画グループ主任をされていますが、2006年4月から2014年3月まで8年間、同市の市民協働部雇用労働課において雇用・就労支援施策を担当されてきました。

この就労支援は、「対象者を限定しない就労支援、仕組みづくりを進める」というコンセプトのもとで、とくに地元企業等の支援を重視しつつこれら企業の雇用ニーズを把握し、就職困難者の特性や「できること」とのマッチングを重視した就労支援施策の構築を試みてきました。これは、今日、「豊中モデル」として、全国から注目されています。

もともと、大阪府と府内市町村は、2002年から、全国にはなかった就職困難者向けの独自の支援「地域就労支援事業」を開始しました。これは、ハローワークに行ってもなかなか仕事が見つめることができない就職困難者に対して、「相談」を通して就職につながらない要因を発見し、その解決を図りながら就職先をみつけられるように支援しようという施策です。いわば、当事者の立場に寄り添って、ていねいな就職支援（伴走型支援）を試みるものです。

この事業は、大阪府と府内全市町村で今日も続けられていますが、西岡さんがリーダーとなって推進してきた豊中市では、2006年からこの事業をさらに積極的に推進するためのいくつかの新しい取り組みを開始しました。以下の西岡さんのお話には、その内容が詳しく紹介されています。

ところで、政府は、2013年12月に生活困窮者自立支援法を制定し、全国のいくつかの自治体での試行的なモデル事業の成果を踏まえて、2015年4月には全国すべての自治体でこの支援制度が導入されることになっています。これは、失業した人たちへの支援である雇用保険（最長で330日の雇用保険給付、第1のセーフティネット）と、極めて深刻な貧困に陥った人への最低所得保障である生活保護制度（第3のセーフティネット）のあいだの支援がすっぽり抜けていることに対して、この間を埋める第2のセーフティネットとして新たに設置

されるものです。具体的には、生活保護に至るほどの困窮ではないが経済的な生活困難に陥っていたり、引きこもりなど社会的孤立に陥っている人たちを対象に、その生活課題の解決と社会参加を促そうというものです。もちろん、働く能力がある人については就労に向けた支援を行います。単に求職先の紹介だけでなく、就労体験や訓練などを行いつつ当事者の就労意欲や能力を高めることを重視した施策を実施するものです。

このことから、この支援制度は、従来の施策にはない新しい特徴が付与されるとともに、生活困窮者の支援を大きく前進させるという点において意義をもっていると言えます。しかし、全国のほとんどの自治体は、これまで就労支援は国の事業という理解にもとづいて、なにも行ってきませんでした。そうした中で、全国に先駆けて就労支援に取り組んできたいくつかの自治体の事業が注目されるようになりました。とりわけ豊中市の事業は、求職者支援という視点だけでなく、地域の企業支援という視点も重視し、この二つの視点を生かすことでいっそう質の高い雇用マッチングが可能となることを示した点は、ユニークであるとともに、実践的にも高い成果を上げることができています。

なお、視点を欧州諸国やアメリカなどとの比較という点に移すと、これらの国々では1990年代からすでに長期失業者や就職先が見つからない若者、さらに障害者などさまざまな就職困難を抱えた人々に対して、最低所得保障をともなった就労体験や職業訓練などの施策が実施されてきました。こうした状況を踏まえて、日本でも、ようやく2005年頃から生活保護受給者のなかで働く能力を持つ人々への就労支援が始まりました。しかし、自治体福祉部門とハローワークによるその支援は、意欲喚起と職業紹介だけにとどまることが多く、釧路市など一部自治体を除いて成果を上げることができませんでした。そうした中で、新しい支援の手法が問われるようになりました。そこで見いだされた一つの手法は、当事者が抱えている就労阻害要因（低学歴・就労経験の少なさ・身体と心の障害・育児や介護といった家庭の事情・これらの結果としての自信の喪失など）を、時間をかけて解決する伴走型支援です。そしてもう一つは、雇用先の求人ニーズや経営上の課題の解決という視点にまで踏み込んで、ていねいなマッチングを図る支援です。日本において、豊中市は、まさにこの二つを先進的に実施してきました。西岡さんのお話から、これらのことをぜひ理解してほしいと思います。